

山梨県公報

第七百一十号

平成十八年

九月二十五日

月 曜 日

目 次

保安林の指定の解除の予定	六九七
保安林の指定の予定(十件)	六九七
保安林の指定施業要件の変更予定	七〇〇
道路の区域変更	七〇一
道路の供用開始(二件)	七〇一
公告	七〇一
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	七〇一
換地処分の実施	七〇二
開発行為に関する工事の完了について	七〇二

告 示

山梨県告示第四百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十八年九月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所
笛吹市芦川町上芦川字中之入一六五一の三、一六五一の五
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

山梨県告示第四百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

うに保安林の指定をする予定である。

平成十八年九月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 保安林の所在場所
韮崎市穂坂町三之蔵字天白四六一九の一、四六五四の一、字上ノ平四八九の一
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字天白四六一九の一・四六五四の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年九月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 保安林の所在場所
北杜市須玉町比志字大野山六四九八の二〇五、六四九八の二〇七から六四九八の二一〇まで、六四九八の二一一、六四九八の二二三、六四九八の二三四、六四九八の二三六から六四九八の二三九まで、六四九八の二六七、六四九八の八三三
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

山梨県告示第四百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年九月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所
南巨摩郡南部町下佐野字内ヶ谷戸三七四

二 指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大野山六四九八の二〇五・六四九八の二三九・六四九八の二六七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年九月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所
南巨摩郡身延町横根中字上の山二一九五、二一九八

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上の山二一九五（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年九月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所
南巨摩郡韮沢町柳川字坂本六三一の一、六四〇、六四二、六四九、六五一

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字坂本六三二の一・六四九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六四二

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び鯉沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年九月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

韮崎市円野町上田井字上河原三〇五の一、字八森三二二三の二、三二二四、三二二五の二、三二二七、三二二八、三二二八の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字八森三二二五の二・三二二七・三二二八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年九月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

西八代郡市川三郷町黒沢字前山三四一四から三四一九まで、三四二一から三四二四まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字前山三四一七・三四一八・三四二一から三四二三まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、三四一九

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年九月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡早川町笹走字引切二二一〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字引切一二一〇(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年九月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町下部字上ノ山七三二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上ノ山七三二の一(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年九月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

笛吹市芦川町上芦川字中之入二二〇八の一、二二〇九の一、二二一〇、二二一一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中之入二二〇九の一・二二一〇(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、二二〇八の一、二二一一
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百一十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成十八年九月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十四年八月六日農林省告示第千七百七十四号(一)に係るものに限る。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び丹波山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十八年十月十六日まで一般の縦覧に供する。
 平成十八年九月二十五日

- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 南アルプス公園線
 - 三 道路の区域
- 山梨県知事 山本 栄彦

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡早川町大字奈良田字三ツ滝山九五二番地先から 南巨摩郡早川町大字奈良田字三ツ滝山九五二番地先まで	四・三丁 三四・〇	四・三丁 三四・〇	七・〇 一七・〇	一〇四八・〇
	四・三丁 三四・〇	一〇四八・〇		

山梨県告示第五百三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く)において、この告示の日から平成十八年十月十六日まで一般の縦覧に供する。
 平成十八年九月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	上野原あきる野線	上野原市大字桐原字北原七四四番の一地先から 上野原市大字桐原字檜橋渡九九三番の一地先まで	一三〇・〇	平成十八年 九月二十七日

山梨県告示第五百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から平成十八年十月十六日まで一般の縦覧に供する。
 平成十八年九月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	武田八幡神社線	韮崎市神山町鍋山字釜無河原一八番の一地先から 韮崎市神山町鍋山字釜無河原(一級河川富士川右岸堤防敷地)先まで	八七・〇	平成十八年 九月二十五日

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成十八年九月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあった年月日 平成十八年九月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 虹の谷
- 2 代表者の氏名 早川利喜
- 3 主たる事務所の所在地 甲府市上今井町二百六十番地六 五幸ビル四F
- 4 定款に記載された目的

この法人は、障害の有無に関係なく多くの子供達とその家族を対象に、子供の健全育成のための社会福祉事業として、多様な福祉サービスを対象者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫し、個人、一人一人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができ、豊かで充実した生き方ができるよう支援するとともに、いきいきと暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年九月十二日から同年十一月十一日まで

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営圃場整備事業（須玉地区第一 二工区）の換地処分を平成十八年九月十四日実施した。

平成十八年九月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十八年九月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中央市成島字前田一一一六の一、一一二二の一、一一二二の三及び一一二二の五の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中央市成島千百四十番地三 雇用促進住宅玉穂成島宿舍一号棟百四 大久保徹